

(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第八条 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚

生労働省告示第五百四十三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 特定事業所加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護又は共生型居宅介護の利用者の総数のうち障害支援区分五以上である者、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者（当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録を受けている場合に限る。以下「喀痰吸引等を必要とする者」という。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児及び児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表第一の一の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児（三の(4)において「重症心身障害児等」という。）の占める割合が百分の三十以上であること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 特定事業所加算(Ⅳ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 特定事業所加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護又は共生型居宅介護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分五以上である者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者（当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録を受けている場合に限る。以下「喀痰吸引等を必要とする者」という。）の占める割合が百分の三十以上であること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 特定事業所加算(Ⅳ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>

(1) (3) (略)

(4) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者の総数のうち障害支援区分四以上である者¹、喀痰吸引等を必要とする者及び重症心身障害児等の占める割合が百分の五十以上であること。

一 介護給付費等単位数表第1の5の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあつては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定居宅介護事業所等の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く

(1) (3) (略)

(4) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者¹(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分四以上である者¹及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

一 介護給付費等単位数表第1の5の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあつては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すこと

。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) ～ (7) (略)

(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

ロ・ハ (略)

三 介護給付費等単位数表第1の6の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの(以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。)のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に

はやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) ～ (7) (略)

(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ロ・ハ (略)

三 介護給付費等単位数表第1の6の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

基づき適切な措置を講じていること。

(削る)

(削る)

(削る)

(一) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(二) 当該指定居宅介護事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(削る)

(2)～(8) (略)

ロ (略)

二の二 介護給付費等単位数表第1の7の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額以上となり、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ～ヘ (略)

四 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一における認定調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作(以下「行動関連項目」という。)について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計(以下「行動関連項目合計点数」という。)が十点以上であること。

五～八の二 (略)

四 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2)～(8) (略)

ロ (略)

二の二 介護給付費等単位数表第1の7の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ～ヘ (略)

四 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一における調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作の頻度(以下「行動関連項目」という。)について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十点以上であること。

五～八の二 (略)

九 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の
こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(5) (略)

(6) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介
護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介
護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員
基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分
の五十以上、前年度若しくは算定日が属する月の前三月間
における指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援
護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十
以上又は同行援護従業者の総数のうち指定居宅介護の提供に
当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める
もの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）第一条
第六号に規定する同行援護従業者養成研修（同告示別表第六
に係るものに限る。）の課程を修了した者及び厚生労働省組
織規則（平成十二年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に
規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置
かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンタ
ー学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四
条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了し
た者その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする
技術者の養成を行う研修を修了した者（以下「国立障害者リ
ハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」とい
う。）の占める割合が百分の三十以上若しくはこども家庭庁
長官及び厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告
示第五百四十八号）第九号に規定する者であつて、視覚障害
及び聴覚障害が重複している障害者等に対して障害者の日常
生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七
年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十八条第一

九 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の
こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(5) (略)

(6) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介
護福祉士の占める割合が百分の三十以上、指定居宅介護等従
業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研
修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十
以上、前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における
指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援護従業
者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上又
は指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及
び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示
第五百三十八号）第一条第六号に規定する同行援護従業者養
成研修（同告示別表第六に係るものに限る。）の課程を修了
した者及び厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第
一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーシ
ョンセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リ
ハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年
厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科を
いう。）の教科を修了した者その他これに準ずる視覚障害者
の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した
者（以下「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚
障害学科修了者等」という。）の占める割合が百分の三十以
上であること。

項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業を行った者から、当該事業における研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものの占める割合が百分の二十以上であること。

(7) (9) (略)

ロ (二) (略)

十 (十二) (略)

十三 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注6のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる基準に従い、指定行動援護が行われていること。

(一) (二) (略)

(三) サービス提供責任者が行動援護計画(指定障害福祉サービス基準第四十三条第二項及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第二十六条の規定により作成する計画をいう。)、支援計画シート及び支援手続書(以下「行動援護計画等」という。)の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等の関係機関と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。

(3) (6) (略)

(7) 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士若しくは五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること又は当該指定行動援護事業所のサービス提供責任者のうち一人以上が別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者であること。

(8) (略)

(7) (9) (略)

ロ (二) (略)

十 (十二) (略)

十三 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注6のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (略)

(2) 次に掲げる基準に従い、指定行動援護が行われていること。

(一) (二) (略)

(新設)

(3) (6) (略)

(7) 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定行動援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分五以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が十八点以上である者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ（二）（略）

十四（十六）の二（略）

十七 介護給付費等単位数表第5の7の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

（削る）

（削る）

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定行動援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分五以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ（二）（略）

十四（十六）の二（略）

十七 介護給付費等単位数表第5の7の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(二) 当該指定療養介護事業所（介護給付費等単位数表第5の1の注1に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。）における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改

(削る)

(削る)

(2) 当該指定療養介護事業所（介護給付費等単位数表第5の1の注1に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) (8) (略)

ロ (略)

十七の二 (略)

十八 介護給付費等単位数表第6の4の2の注の厚生労働大臣が定める基準

脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害であること。

善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 当該指定療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) (8) (略)

ロ (略)

十七の二 (略)

(新設)

十八の三 (略)

十九～二十 (略)

二十一 介護給付費等単位数表第7の15の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上である賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(削る)

(削る)

(削る)

十八 (略)

十九～二十 (略)

二十一 介護給付費等単位数表第7の15の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(1) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(2) 当該指定短期入所事業所等(介護給付費等単位数表第7の1の注18に規定する指定短期入所事業所等をいう。以下同じ。)又は基準該当短期入所事業所(介護給付費等単位数表第7の1の注14に規定する基準該当短期入所事業所をいう。以下同じ。)における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(3) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められ

(削る)

ロ 当該指定短期入所事業所等（介護給付費等単位数表第7の1の注15の8に規定する指定短期入所事業所等をいう。以下同じ。）又は基準該当短期入所事業所（介護給付費等単位数表第7の1の注14に規定する基準該当短期入所事業所をいう。以下同じ。）において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハクト (略)

二十一の二 (略)

二十二 介護給付費等単位数表第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注1の(2)及び2の8の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

二十三～二十四の二 (略)

二十五 介護給付費等単位数表第9の4の3の注の厚生労働大臣が定める基準

第十八号の規定を準用する。

二十五の二 (略)

二十六・二十六の二 (略)

るものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(4) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

ロ 当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハクト (略)

二十一の二 (略)

二十二 介護給付費等単位数表第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注1の(2)及び2の7の注のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

二十三～二十四の二 (略)

(新設)

二十五 (略)

二十六・二十六の二 (略)

二十七 介護給付費等単位数表第10の2の2の注の厚生労働大臣が定める基準
第十八号の規定を準用する。

二十七の二 (略)

二十八・二十八の二 (略)

二十九 介護給付費等単位数表第11の2の2の注の厚生労働大臣が定める基準
第十八号の規定を準用する。

二十九の二 (略)

三十〜三十一の二 (略)

三十二 介護給付費等単位数表第12の3の注の厚生労働大臣が定める基準
第十八号の規定を準用する。

三十二の二 (略)

三十三〜三十四の二 (略)

三十五 介護給付費等単位数表第13の2の2の注の厚生労働大臣が定める基準
第十八号の規定を準用する。

三十五の二 (略)

三十六・三十六の二 (略)

三十七 介護給付費等単位数表第14の2の2の注の厚生労働大臣が定める基準
第十八号の規定を準用する。

三十七の二 (略)

三十八・三十八の二 (略)

三十八の三 介護給付費等単位数表第14の2の1の注7の厚生労働大臣が定める基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 支援の提供を行う期間が終了するまでに解決することが困難であると見込まれる課題があり、かつ、当該期間が終了した後も引き続き一定期間にわたる支援が必要と見込まれる利用者（

(新設)

二十七 (略)

二十八・二十八の二 (略)

(新設)

二十九 (略)

三十〜三十一の二 (略)

(新設)

三十二 (略)

三十三〜三十四の二 (略)

(新設)

三十五 (略)

三十六・三十六の二 (略)

(新設)

三十七 (略)

三十八・三十八の二 (略)

(新設)

以下「要継続支援利用者」という。)の状況その他の当該要継続支援利用者に対する支援に当たり必要な情報(以下「要継続支援利用者関係情報」という。)について、当該要継続支援利用者を雇用する事業所及び就労に関する支援等を行う関係機関(以下この号において「関係機関等」という。)との当該要継続支援利用者関係情報の共有に関する指針を定めるとともに、責任者を選任していること。

ロ 指定就労定着支援事業所において指定就労定着支援の提供を行う期間が終了する三月以上前に、要継続支援利用者の同意を得て、関係機関等との間で要継続支援利用者関係情報を共有していること。

ハ 関係機関等との要継続支援利用者関係情報の共有の状況に関する記録を作成し、保存していること。

三十八の四 介護給付費等単位数表第14の2の7の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

(新設)

三十八の五 介護給付費等単位数表第14の2の8の注の厚生労働大臣が定める基準
第二十一号の規定を準用する。

(新設)

三十八の六 介護給付費等単位数表第14の2の9の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の二の規定を準用する。

(新設)

三十九 介護給付費等単位数表第14の3の3の注の厚生労働大臣が定める基準

三十九 介護給付費等単位数表第14の3の3の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害者ピアサポート研修修了者(介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。)であつて、次の(イ)及び(ロ)に掲げるものを指定自立生活援助事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、次

(一)・(二) (略)
(2)・(3) (略)
三十九の二 (略)

三十九の三 介護給付費等単位数表第14の3の11の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

三十九の四 介護給付費等単位数表第14の3の12の注の厚生労働大臣が定める基準
第十七号の規定を準用する。

三十九の五 介護給付費等単位数表第14の3の13の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の二の規定を準用する。

四十 介護給付費等単位数表第15の1の4の4の注の厚生労働大臣が定める基準
第十八号の規定を準用する。

四十の二 介護給付費等単位数表第15の2の注4の厚生労働大臣が定める基準
第三十九号の二の規定を準用する。

四十の三 (略)
四十一～四十二の二 (略)

の(一)及び(二)に掲げるものを指定自立生活援助事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(一)・(二) (略)
(2)・(3) (略)
三十九の二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

四十 (略)
四十一～四十二の二 (略)